

聖籠町告示第63号

聖籠町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年5月28日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱の一部を改正する告示

聖籠町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱（平成30年聖籠町告示第26号）の一部を次のように改正する。

第3条中「貸付実行日」を「借入日」に、「翌年の3月31日」を「翌3月31日」に改め、「期間」の次に「。以下同じ。」を加える。

第3条の次に次の一条を加える。

（利子補給の特例）

第3条の2 新型コロナウイルス感染症の影響により受けた融資の場合は、前項の規定にかかわらず、当該小規模事業者経営改善資金の約定に基づく償還表における1年間の利子総額を補助金の額とする。ただし、当該融資に関し、他の補助金等の交付を受ける場合は、補助金の額からその額を除くものとする。

2 前項の規定に基づく補助金の対象となる期間は、借入日から起算して3年以内とする。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、この告示による改正後の聖籠町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱の規定は、令和2年3月17日から適用する。